

修学資金について

1 修学資金貸付とは

母子家庭の児童、父子家庭の児童、寡婦の扶養する子、父母のない児童が、高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学に修学するに際して、必要な経費にあてる資金を無利子で貸し付ける制度です。

2 対象となる経費

修学中に必要な授業料や書籍代等、原則として学校に直接支払う経費が対象となります。自己資金等により、すでに支出済の経費については貸付の対象となりませんのでご注意ください。

3 申請受付期間

入学日の属する月の前月より申請を受け付けます。在学中の方についても申請は随時受け付けますが、貸付開始は申請のあった日の属する月以降となります。

4 連帯保証人について

修学資金の申請には連帯保証人が原則1名必要です。連帯保証人は貸付金の償還について借主と同等の責任を負うため、申請時には連帯保証人と面談させていただくほか、所得や資産に関する証明書等の提出をお願いしています。

連帯保証人の要件は以下の通りです。

- ① 原則として県内に居住し、今後とも県内に居住することが見込まれること
- ② 一定の収入により独立した生活を営み、債務を弁済する資力を有すること
- ③ 申請者と同一生計に属する者でないこと
- ④ 償還が終わるまでに70歳を超えないこと
- ⑤ 租税、公共料金等の滞納がなく、金融機関または他の貸付制度による借財がある場合には、その償還状況が良好であること

5 貸付金の償還について

修学資金は、貸付を受けて修学した学校を卒業後に、口座振替により月賦償還していただきます。償還期間は15年以内（専修学校（一般課程）は5年以内）です。修学終了後6カ月間は償還が猶予されます。

6 貸付限度額（月額）

学 校 種 別		内 容	限 度 額
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅から通学する者	27,000円
		自宅外から通学する者	34,500円
	私立	自宅から通学する者	45,000円
		自宅外から通学する者	52,500円
高等専門学校	国公立	自宅から通学する者	31,500円
		自宅外から通学する者	33,750円
	私立	自宅から通学する者	48,000円
		自宅外から通学する者	52,500円
短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅から通学する者	67,500円
		自宅外から通学する者	76,500円
	私立	自宅から通学する者	79,500円
		自宅外から通学する者	90,000円
大学	国公立	自宅から通学する者	67,500円
		自宅外から通学する者	76,500円
	私立	自宅から通学する者	81,000円
		自宅外から通学する者	96,000円
専修学校（一般課程）			48,000円

※高等専門学校の4年、5年次は、短期大学の貸付限度額となります

7 相談・問い合わせ

貸付金の申請をお考えの方は、福祉事務所家庭福祉係（電話34-1801）又は、西土佐分室（総合支所保健課内52-1132）まで事前にご相談ください。申請から貸付金の振込までに1～2カ月かかりますので、授業料等の振込期限がある場合は、お早めにご相談ください。